

【衆議院議員山崎誠氏提出「六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物

及び放射性廃棄物の貯蔵・処分」に関する質問に対する答弁書の問題点】

1、問(1)(2)は、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験及び本格操業で発生するガラス固化体や TRU 廃棄物の保管期間期限後の搬出先について政府の認識を求めたもの。 答弁書では、日本原燃は、ガラス固化体、TRU廃棄物の管理期間、搬出先をまだ示していない。TRU廃棄物を含む放射性廃棄物については、原子炉等規制法による許可を受けた方法で日本原燃が専用の貯蔵施設で貯蔵するものと承知しているとある。

ガラス固化体とTRU廃棄物は既にアクティブ試験で発生し、今後の本格操業で大量に発生することを認識し、かつ既存の最終処分計画には、それら廃棄物の発生見込量及び処分スケジュール等を記載していながら、管理期間、搬出先がまだ明らかになっていないとの他人事のような答弁は容認できない。

政府として、各々明確にするよう立法措置を含めた制度設計すべきである。

2、問(3)は、電気事業連合会が昭和59年(1984年)7月に、核燃料サイクル施設立地要請した際の計画内容について、当時の日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株)が平成2年(1990年)12月11日付けで、青森県議会総務企画委員会に提出した、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の対象となる廃棄物の内容及びそれら廃棄物の処分施設の計画とスケジュール等について政府の認識と見解を求めたものである。

答弁書は、資料の内容は把握しているが詳細について政府として答える立場にないとの他人事のような答弁で容認できない。

資料は、今後原発廃止措置によって発生する放射性廃棄物や他の原子力施設で発生する放射性廃棄物も六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵施設で最終処分したいとの電事連の計画である。これが実現すれば、六ヶ所村は低レベル放射性廃棄物のほとんどの最終処分地になりかねない。それを防ぐためには、政府として本資料の計画内容を曖昧にせず、記載されている放射性廃棄物の最終処分に向けた処分地の選定、処分方法の確立等の取り組み方針を一元的に主体的に示すべきである。

3、問(4)は、原船むつやもんじゅ、ふげん、東海再処理施設、大学等の研究施設等で発生する放射性廃棄物の最終処分地選定、決定、建設、維持等の国や関係機関の役割、スケジュール、操業開始時期等について、また、前記資料の「その他原子力施設」にこれら施設が含まれるのか、各々政府の認識と見解を求めたものである。

答弁書では、各々の法令に基づき、原子力発電環境機構と日本原子力研究開発機構及び原子炉等規制法に基づき適正に行われ、国の役割も関係法令に示されている。

処分の開始時期、スケジュールについては個別に判断されるもので、現時点では未定としている。

更に、前記資料中の「他の原子力施設」の内容については、政府として答える立場にないとの答弁は、原子力政策を担う政府の責任放棄である。

政府と電事連が原子力政策を二人三脚で進めてきた経緯を踏まえれば、電事連の計画を政府で「黙

認」していると推測せざるを得ない。

処分を担う団体や法律がバラバラでも、前述した電事連の資料のように、それらの多くが六ヶ所村を最終処分地化する可能性が高いことから、この問題は、国全体として対応する必要があることから、政府が一元的主体的に取り組むべきである。